

東かがわ市規則第**5**号

東かがわ市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月**24**日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年東かがわ市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別休暇) 第15条 特別休暇として次の休暇を付与する。なお、休暇の取得期間及び取得要件については、次の各号及び別表第3に定める場合を除き、正規職員の例による。ただし、第7号から<u>第11号まで及び第18号</u>の特別休暇については、1週間の勤務日が3日以上で任用の日から6月以上の雇用の見込みがある者についてのみ付与し、<u>第12号から第15号まで及び第19号の特別休暇については、1週間の勤務日が3日以上である者についてのみ付与する。</u> (1)～(12) 略 (13) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 (14) 会計年度任用職員が、同居する親族、同居していない子、父母及び配偶者（以下この号において「親族」という。）の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかった親族の世話、<u>疾病の予防を図るために必要なもの</u>として市長が定める親族の世話若しくは<u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすること</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 (15)～(17) 略 (18) 女性会計年度任用職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき。	(特別休暇) 第15条 特別休暇として次の休暇を付与する。なお、休暇の取得期間及び取得要件については、次の各号及び別表第3に定める場合を除き、正規職員の例による。ただし、第7号から<u>第15号まで、第18号及び第19号</u>の特別休暇については、1週間の勤務日が3日以上で任用の日から6月以上の雇用の見込みがある者についてのみ付与する。 (1)～(12) 略 (13) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき (14) 会計年度任用職員が、同居する親族、同居していない子、父母及び配偶者（以下この号において「親族」という。）の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかった親族の世話又は<u>疾病の予防を図るために必要なもの</u>として市長が定める親族の世話を<u>行うこと</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 (15)～(17) 略 (18) 女性会計年度任用職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき

改正後					改正前				
(19) 略					(19) 略				
(20) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。									
2 前項各号に規定する特別休暇のうち、同項第1号から第6号まで、第9号、第10号及び第12号から第20号までの特別休暇にあっては、有給の休暇とし、同項第7号、第8号及び第11号の特別休暇にあっては、無給の休暇とする。					2 前項各号に規定する特別休暇のうち、同項第1号から第6号まで、第9号、第10号及び第12号から第19号までの特別休暇にあっては、有給の休暇とし、同項第7号、第8号及び第11号までの特別休暇にあっては、無給の休暇とする。				
別表第3（第15条関係）					別表第3（第15条関係）				
休暇の種類	休暇の名称	1週間の勤務日数			休暇の種類	休暇の名称	1週間の勤務日数		
		5日	4日	3日			5日	4日	3日
略					略				
第14号に定める休暇	親族等看護等のための休暇	一の年度において5日（看護等する親族が2人以上の場合にあっては、10日）	一の年度において4日（看護等する親族が2人以上の場合にあっては、8日）	一の年度において3日（看護等する親族が2人以上の場合にあっては、6日）	第14号に定める休暇	親族等看護のための休暇	一の年度において5日（看護する親族が2人以上の場合にあっては、10日）	一の年度において4日（看護する親族が2人以上の場合にあっては、8日）	一の年度において3日（看護する親族が2人以上の場合にあっては、6日）
略					略				

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。